

第3節 奨学事業

1 県の奨学事業

【高校教育課】

県では、昭和32年度から福井県奨学育英資金貸付基金条例に基づき、県内に在住する者の子弟で学業成績および人物が優れ健康でありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金を貸与している。

当初、高等学校および高等専門学校生徒に対し、修学奨学金を貸与し、貸与金月額を逐次増額するとともに、昭和56年度には通学奨学金を、昭和62年度には大学修学奨学金を、また平成8年度には大学院修学奨学金を新設するなど一層の充実を図ってきた。

また、平成17年度入学者分から、旧日本育英会（現：日本学生支援機構）が実施してきた高校奨学金事業が都道府県に移管されたことから、従来の奨学金事業とあわせて実施している。

第60表 福井県による奨学生数

平成28年3月31日現在

年度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
修学奨学金(人)	391	448	470	497	518	505	424	440	424	431
通学奨学金(人)	24	25	35	43	52	53	45	49	49	41
計	275	473	415	505	570	558	469	489	473	472

資料出所：高校教育課

2 他の奨学事業

【高校教育課】

(1) (独)日本学生支援機構

経済的理由により、修学に困難がある優れた学生等（高等専門学校、大学、大学院生等）に対し、奨学金の貸与事業を行っている。

また、大学等に対し学生生活支援事業、留学生等に対し留学生支援事業を行っている。

(2) 市町の奨学事業

敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、越前市、坂井市、南越前町、越前町、美浜町が高校生または大学生等を対象に奨学金の給貸与を行っている。

(3) 民間の奨学事業

優秀な素質を有し、かつ旺盛な向学心に燃えながらも、経済的理由により進学に恵まれない生徒に、個人が財団法人を設立し、奨学金を給貸与して就学を援助している。

[奨学事業を行う財団法人]

山甚福祉育英会、三谷育英会、栄月育英会、江守奨学会、西育英会、大堀育英財団、福田一育英会、コココーラ教育・環境財団北陸支部

(4) その他

福井県出身者で東京方面に進学した者の経済的負担を軽減するため、(財)輔仁会（明倫学舎）、(財)雲浜奨学会（講正学舎）および(財)武生郷友会が、それぞれ学生寮を運営している。